

山口東京理科大学薬学部設置促進  
並びに利活用調査特別委員会記録

平成29年2月22日

【開催日】 平成29年2月22日

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午後2時～午後4時52分

【出席委員】

委員長	長谷川 知 司	副委員長	吉 永 美 子
委員	岩 本 信 子	委員	大 井 淳 一 朗
委員	杉 本 保 喜	委員	中 村 博 行
委員	山 田 伸 幸		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	尾 山 信 義	副議長	三 浦 英 統
----	---------	-----	---------

【執行部】

総務部長	今 本 史 郎	成長戦略室長	大 田 宏
成長戦略室副室長	大 谷 剛 士	成長戦略室技師	國 川 恵 子
成長戦略室職員	平 田 崇	成長戦略室職員	石 津 賢 一
総合政策部長	川 地 諭	監理室長	中 本 勝 裕

【事務局出席者】

事務局 長	中 村 聡	主査兼議事係長	田 尾 忠 久
-------	-------	---------	---------

【審査内容】

議案第14号 山口東京理科大学薬学部増築工事(B棟建築主体工事)請負契約  
の締結について(成長)

---

午後2時開会

---

長谷川知司委員長 ただいまから山口東京理科大学薬学部増築工事(B棟建築主体工事)請負契約の締結について、審査いたします。(発言する者あり)

山田伸幸委員 説明の前にですね、今回の委員会の審査にですね、どうしても必要な資料ということで、それを是非委員会に提出していただきたいというお願いです。一つは今回のB棟建築主体工事請負契約の締結ですが、既に仮契約がされておりまして、是非その仮契約書、それから先に行われたA棟の建築主体工事の請負契約の、もう既にこれは締結されているはずですので、その契約書、それと見積り合わせをされた起案文書がありますので、以上この3点を是非委員会審査に必要な資料として、要求をいたします。

大田成長戦略室長 A棟はですね、ちょっと今、大学のほうに技術屋さんたちがいるんですけど、今日持ってきていないんですよ。取りに帰る時間を頂けますか。

長谷川知司委員長 それはいいですよ。

大田成長戦略室長 残りは今からコピーをします。

長谷川知司委員長 これは必要ということですか。(「はい」と呼ぶ者あり)このまま進めていいですか。(「どうぞ」と呼ぶ者あり)いいですか。では最初の執行部のほうから提案説明をお願いいたします。

大谷成長戦略室副室長 議案第14号山口東京理科大学薬学部増築工事(B棟建築主体工事)請負契約の締結について御説明いたします。

これは、山陽小野田市立山口東京理科大学に平成30年4月に薬学部を新設するため、薬学部校舎棟3棟、A棟、B棟、C棟を建設することとしていますが、このうちB棟の建築主体工事に着手しようとするものであります。これにつきましては、去る1月31日に指名競争入札を行いましたところ、3社の応札がありましたが、第1回目の入札において1社が入札書比較価格を超える金額で、残り2社が最低制限価格未満の金額で入札されました。この結果、最低制限価格未

満の金額で入札された2社につきましては失格となり、入札書比較価格を超えた金額を入札された1社と第2回目の入札を行いました。辞退されたため、当該入札は不調に終わり、落札者を決定するに至りませんでした。平成30年4月に薬学部を設置するためには、同年2月末までに当該工事を完了する必要があり、現状でも非常に厳しい工期となっていますので、1日でも早く、工事に着手できるよう準備を進めています。通常、このように入札が不調に終わった場合は、再入札を行い、業者決定することになりますが、その場合、最低でも40～50日を要し、さらに議会での審議まで含めると約2か月程度の日数を要することになるため、平成30年2月末までの工事完了は困難となり、平成30年4月の薬学部開設を諦めざるを得ないこととなります。しかし、既に薬学部教員のリクルートも完了し、受験生や保護者、高校に対して平成30年4月の薬学部の開設や受験科目等について情報を発信していることから、開設時期の延期は、教員採用予定者はもとより、受験生に対し計り知れない影響を与えることとなり、本市の社会的信用を失うこととなります。このようなことから、再入札は行わず、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定「緊急の必要により競争入札に付することができないとき」に該当すると判断し、当初の入札において辞退された1社を除く最低制限価格未満の金額を入札した2社と見積り合わせを行い、低い金額を提示した業者と契約を締結することといたしました。見積り合わせの結果は、18億2,520万円をもって「西松建設・富士産業共同企業体」が落札者となりましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、当該工事について、落札業者と請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものであります。工事代金につきましては、平成28年度分が7億3,000万円、平成29年度分が10億9,520万円となっています。建物の概要は、プレキャストコンクリート造りの5階建てで、研究室や教授・准教授の教員室、実習室、講義室、図書室等が入り、渡り廊下を含めると延床面積が9,653.69㎡となっています。工事期間は、本契約の締結後から平成30年2月28日までとなっています。工期が約1年しかなく、非常に厳しい日程であることから工期の短縮を図るため、A棟同様、プレキャストコンクリート工法により施工することとしています。この工法は、建物の基本となる部材をあらかじめ工場で製造した後、建設現場へ持ち込み、く体を組み立てるもの

で、天候に左右されにくいことや、建設現場の手間が少なく、少ない作業員で早く工事を進めることができ、在来工法より工期の短縮を図ることができます。以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

長谷川知司委員長 今、執行部のほうから説明が終わりました。審査の進め方ですが、最初に最初の入札についてお話を、監理室主催の一般入札をして不調だったということについて、質疑を先に聞いていって、次に随契での見積り合せについて聞いていったほうが分かりやすいかなと思いますので、そういうことで協力お願いします。では最初に監理室主催のほうの入札で不調になったということについて、質疑等あれば。

大井淳一郎委員 これは本会議でもありましたけれども、B棟の最低制限価格、これは一般的には不調になった場合は公表しないということだったんですが、今回はですね、請負金額と最低制限価格の関連を知る必要から、本会議では是非それを示してほしいとありました。本会議場では監理室はいませんでしたので、今いらっしゃいますので、その辺お示しできればお示しいただきたいと思います。

中本監理室長 監理室の中本です。ただいまの最低制限価格は幾らかということですが、通常は入札が不調に終わった場合、先ほど委員さんのほうからもありましたように、お知らせというか公表はいたしませんけども、関連があるということと言いますと、金額でよろしいですかね。B棟の最低制限価格は税抜でございまして、18億4,860万円です。18億4,860万円でございます。以上です。

大井淳一郎委員 計算上、多分出てくるんですが、ちょっと暗算できないんであれなんですが、その最低制限価格から一緒に公表される、事後公表にあります予定価格及びその基になる入札書比較価格、これも示してください。

中本監理室長 入札書比較価格、これ税抜きで予定価格と一緒にですけども、これが20億5,400万です。20億5,400万です。(発言する者あり)税込みでしたら2

2億1,832万円です。

大井淳一郎委員 それが予定価格ということですか。

中本監理室長 それが税込みの予定価格ですね。（「了解です」と呼ぶ者あり）

山田伸幸委員 先ほどの本会議場での質疑があったんですが、この積み上げ価格そのものに問題があったのではないかと指摘がされておりました。特に大手2社が入って下回る価格を出したということからもですね、その設定そのものが非常に問題があったのではないかと思われても仕方がないんですが、これは私もある業者から聞いたときに、大手が本当にやる気で入札をしている状況を見たところから、これも非常にこう、市の設定のほうに、積み上げの価格設定のほうに問題があるんじゃないかという指摘がされたんですが、その点でお答えがあれば、いかがでしょうか。

平田成長戦略室職員 単価の設定につきましては、A棟もB棟も同じにしております。大手の業者さんが入るからといって特にその設定を変えることはございません。

山田伸幸委員 この問題で急施を要するとか、この不調に終わった部分を契約に至らせるために相見積りですか、これを出させて、業者を決定したということなんですが、この方法しか取れなかったのかどうなのか、その点についていかがでしょうか。

大田成長戦略室長 入札が不調に終わった直後、市長、監理室長を交えて、協議をしました。再入札をどれだけ縮めてできるかという協議から入りました。原則どおり再入札をしようと。どれだけ再入札を短い期間で終わられるかということをして市長のほうから監理室長に提案がありました。再入札を行うにはこういうことをしなければならない、縮められるのは建設業法に従ってここまで縮められるという協議をした中で、どれだけ急いでもやはり40日、50日は掛かるという結論でした。それでは本会議場でも言いましたように、適正な、常識的な工期が取れないんで

す。それでほかに方法がないかという中で、本来ならば再入札になるところ、再入札をしてもなおかつ不調に終わった場合は随意契約になる、今回は再入札をする時間が取れないということで、緊急やむを得ないという判断を市長がされ、先ほど167条の2第5号を適用して、市長の判断で見積り合せによる随意契約をしようという判断をされました。以上です。

山田伸幸委員 再入札をした場合、間に合わないだろうという見方をされたわけですが、では開学に支障を来たすようなそういう問題であったのかどうか。それはどこでそのように判断されたのでしょうか。

大田成長戦略室長 本会議場でも申しましたように、薬学部を設置する協議に内々に文科省と入ったときに、施設整備が終えていることが大原則ということを言われて、そこからスタートしております。ただ、現状、現在のテニスコートとグラウンドの上に校舎を建てるものですから、校舎を建てた後、テニスコートとグラウンドを造るということで、それについて遅れることは了解を頂いています。ただ、遅れるのをすんなり了解を頂いているんじゃないくて、その間の代替のグラウンド、テニスコートをどうするのかということまできちんと協議をした上で了解を頂いているんです。ですから開学に施設整備がきちんと整っているということを条件に薬学部の設置申請をし、それを条件に文部科学省の第三者機関である設置審議会が審議に入るということですから、今の時点で間に合わないかもしれませんという協議はしておりません。恐らくそういう相談に行ったら、じゃあ30年4月の開学は申請は受け付けないという結論になろうかと思えます。

山田伸幸委員 私もその点を心配をして、国会議員団を通じまして文部科学省に問合せをしていただきました。そうしたところ、工事をしている校舎で授業なり、研究なりをすることはあり得ないが、そういう学習に支障がないやり方が設けられるのであれば、そしてどうしても間に合わないというところであれば、そこまで求めてはいないという回答を得たんです。だから、やにくもに完成、完成というふうに言っておられるんですが、完成しない場合を協議していない段階でそういうふうと言われるのはちょっと違うんじゃないかなというふうに思っております。

大田成長戦略室長 このような公の場では言えませんが、文部科学省の職員の方とは実はそういう話はしています。ただ、公の場で言えるという、あくまでも職員同士の雑談のレベルを超えないので、それが文部科学省の見解というわけではないですから、私は協議をしていないという言い方をしています。今、お問合せをされた内容がどうかは分かりませんが、不測の事態というのは絶対にはないとは言えないですね。ですから、適正な常識的な工期を取ってもなお天災、その他で、あるいはあつてほしくはないですけど、土中に予測しなかった大きな何か古洞なりが出てくるかも知れませんし、ないように地質調査はしていますがね。そういう天災、その他の不測の事態というのは絶対にはないとは限りませんから、やっていくうちに、やはりどうしても間に合わないということはあるかもしれません。そのようなことになった場合はどうしようというようなことを内々に雑談的には話しています。ただ、設置申請を受け付ける前から、工事が間に合わないという前提の中で話をすることはありませんし、そういうケースを認可申請を受け付けたケースはないということです。認可を出したけども間に合わないかもしれないというものも設置審議会が果たして審査に入ってくれるでしょうか。ですから、今の段階では適正な工期を取って間に合わせます、間に合わせるべく適正な工期を取るということしか言えません。それで工事に入って不測の事態がもし生じたら、いろんな話し合いをその時点でしていくことになろうと思います。幸い、幸いですよ、今の工学部の校舎は基準面積以上を備えていますので、その校舎を使って数か月間薬学部の講義をするということは物理的には可能なんです。ただ、今の段階でそんな話をしながら申請するということはありませんから。不測の事態が起こったときには早急に協議に入っていくということです。

山田伸幸委員 私たちは、ただ執行部の説明をうのみにするというふうにはなかなかできません。やはり議決なり、審査するときに様々な条件を検討せざるを得ない。先日来から間に合わせるということでものすごく一方的な説明をされておりましたので、そういうことはあり得ないだろうということで私のほうでそういう調査をしました。その結果そういう回答を得ているわけで、この議会の議決をやはりいろいろ



るな場面を想定しながら言っていたかないと、私たちもそういったことを想定しながら、こういう場合はこうなる、こういう場合はこうなるということが考えられないわけですね。それはあり得ない、あり得ないというふうに言われたら私たちとしてはどうしようもないですよ。後で責任を問われる場合もありますからね。議決責任がありますので、そういった意味で今回のこの開設時期、開学時期と工期の遅れについてやはり一番慎重にならざるを得ないわけですよ。その辺については今の自分たちのやっているのはもう精一杯で、これで不測の事態もあるんだということをきちんと言うべきであったらと。ですが、最初からそれは否定されておられたので、私も独自に調査せざるを得なかったということでもあります。それと、先ほど要求した資料についてもやはり本会議場でも質疑がありましたが、契約書の中にそのことがどううたわれているかというのもやはり気になったので、資料も請求しました。

長谷川知司委員長 執行部のほうに聞きますけど、先ほど大田室長が言われた認可申請するまでにきちんと建物ができていないといけないというそういう文書的に書いてあるというものはあるんですか。

大田成長戦略室長 文書的に書いてあるものはありません。本会議場で言いましたように、新しく大学ができるときには全体の整備計画のうちの段階的な整備というのは認められていて、1年目は10分の4、2年目はたしか10分の7だったと思います。それで3年次の4月には完成しておることというのは、これは私立の大学の新たな新設時にそういう決まりがあるんですよ、ただ公立大学はそれを適用除外ですし、ましてや学部の増設の場合はそういう決まりはないんです。で、文科省と話をした場合に、基本的には施設が申請時点でできているのが理想なんだと。ただまあそこに1年のタイムラグがあるので、その間に確実にできるということで申請は受け付けるのであって、最初の段階から間に合わないかもしれませんよという相談をしながら協議に入るといことは基本的にはないということなんです。

長谷川知司委員長 要するに今言われたことは、文書的には書いていないけど、常識

の範囲でそういうことだということでもいいですかね。

大田成長戦略室長 それから工期が非常に厳しいという話も正直にしてあります。もともと30年3月31日に工期をとっていたところ、これじゃあつじつまが合わないでしょ。工事が完成して検査をした翌日にということは引っ越しの時間もないでしょ。ということは常識的な工期は2月末ぐらいじゃないですかね、という中で更に1か月向こうの指摘によって短くなっているということあります。ですから、様々な理由で着手が遅れており非常に厳しい状況だというのは説明してある中で、内々に雑談の中で先ほど言ったような内容は、話はしておりますけども、申請をする時点で間に合わなかった場合はということの話をしていったら、恐らくそれは認可を受け付けてもらえない。あるいは設置審議会で審査を開始してもらえるのか、開始してもらってもすんなり認可をいただけるのか、通していただけるのかというところは様々な疑問だと思います。先ほど山田委員が言われたケースは、認可が通ったあと、不測の事態が起こったときにどうするかという応急措置的なことで言えば、既存の校舎が基準面積以上にあるものですから、そういう既存施設を利用してということは、当然できると思います。ただ、今の段階で間に合わないけど、間に合わないけどこういう措置をしますからという申請の仕方はあり得ないということですね。

大井淳一郎委員 大学設置審査基準要綱細則というものがありますけども、これは私立大学だけですか。国公立は除外と今、言われたんですが。

大田成長戦略室長 文部科学省で言ったのは私立大学というふうに聞いていました。

大井淳一郎委員 じゃあ国公立はどのような基準でそれをやるんですか。ないというのもちょっと。

大田成長戦略室長 新設の場合はちょっと分かりません。それ以上の協議はしていません。(発言する者あり)新たに大学を造る場合。

大井淳一郎委員 大学設置審査基準要綱細則、これは私大の場合ということで、年次整備として開設時に40%、第1年次に30%、今10分の7というのはそこだと思うんですけど、第2年次は30%これ新設というのは何となく分かるんですが、増設については書いてないんですが、書いてないということは、増設については同じ基準ではないんですか。

大田成長戦略室長 実は我々それを利用しようとしたんです。最初。それがあるので、実は東京の本学のほうからそういう知恵を頂いて、それがあるので薬学部を開設するとき40%以上できていたらいいんじゃないでしょうか。2年生が入学するとき更に30%、3年次には完成しますからという、逆にこっちからそれを聞いたことがあるんですよ。そしたら、これは新たに大学を造るケースですということで、ぴしゃっと言われました。

山田伸幸委員 先ほども言われていたんですけど、設置そのものができなくなるというふうな言い方をされたと思うんですよ。間に合わなければ。ですが、今の発言で私の調査とやっぱり符号していると思うんですよ。やはりここまできて設置そのものが認められないということは通常あり得ないというふうに判断をせざるを得ないんですが、これは間違っていますかね。

大田成長戦略室長 まだ認可申請をしていない段階ですから、文部科学省にとっては何も始まっていない。内々の協議をしているというのは申請書類に不備がないかという確認等はしてもらっていますけど、申請を出していないので何も始まっていないんです。認可の審議をするのは文部科学省の職員ではなくて、第三者機関の設置審議会なんです。これは委員も公表されていません。というのが、不正があってはならないからということで、聞くところによると全国の薬学部の教授の中から選ばれた人たちで、任期があって順次少しずつ入れ替わっているらしいんですけど、一切公表されていませんし、本人もその任に当たっていることを言うてはならないようになっているそうです。そこが全て審査をして決めることなので、今びっくりしたのは文部科学省に問い合わせたらそういう形でもできるという回答が出たということが私にとってはちょっと信じられないですね。職員が

決めることではないので。

山田伸幸委員 回答というか、それは言い方としては市のほうからそういう相談は一切ないということをおっしゃったんですよ。そのことは御承知おきいただきたいと思えます。それと次にお伺いしますが、では認可申請に必要なもの、これは一体どういったものが必要なのか教えてください。

大田成長戦略室長 施設整備の概要ですね。それは薬学教育がきちんとできる設備になっているか。これは当然、校舎、研究機器類の概要、平面図、立面図等がそれに当たります。それから教育カリキュラムの中身。カリキュラムの詳細を示したものの。その教育カリキュラムどおりにきちんと教育する教員がそろっているかというところで、これが開設時の30名の教員のリスト。これはただのリストではなくて、経歴と過去の論文なんかも全て添付する必要があるということになっております。主な提出資料は以上です。それから、その他、これは決められてはいないんですが、付随資料として開設後、入学定員が確保できるという根拠を示せということで、それについては県内の全高校、近県の高校に全てアンケートを取り、薬学部志向がこれぐらいいて、恐らくこれぐらいの志願者が出るであろうというデータを取っております。それから、地元もそういうことを望んでいるかということで、これについては県の薬剤師協会からの要望書とか、両商工会議所からの要望書、薬学部を設置してほしいという要望書なんかの写しも一緒に出すよということですよ。

山田伸幸委員 今からすると、工事が完了したという通知は必要ないということですよ。

大田成長戦略室長 建設中である場合はいつ完成するかという工期スケジュール、工程表の添付が義務付けられています。

長谷川知司委員長 最初の監理室の入札について何かあれば。

中村博行委員 随契で金額が非常に大きいんですけど、過去にこんなに大きな金額で随契はなかったと思うんですけど、過去の随意契約の中で最高額というのはどのくらい分かりますか。緊急時ということで随契になったと思うんですけど、基本的に競争入札という考え方からすれば、過去こんな事例は当然ないわけですから、それについては随契でどのくらいの金額までが今まで契約が成立したのかなということで質問します。

中本監理室長 随意契約になると監理室は直接タッチしません。原課対応になりますので監理室では把握できておりません。

杉本保喜委員 基本的なことを再度お尋ねするんですけど、A棟、B棟、それぞれの契約想定金額ですね、これは同じとさっき言われたですよ。基準は同じわけでしょう。私が気掛かりなのは、A棟のほうは21億7,000万台で、B棟のほうは18億2,500万。その差の中で建物の出来合いが変わってくるかということも気掛かりなんだし、それから、無論、大講堂がある、片やカフェがあるというようなことで違いもあると思うんですよ。ただ、その辺のところを現場として、どのように考えて、これに落ち着くことについて納得しているかどうかということなんですよ。かなり、金額的には3億4,000万ぐらいの差があるわけですよ。その中で、片やA棟はこれぐらいできて、B棟はこのぐらいだから、これで納得せざるを得ないよねという格好になるのかなというような気がするわけですよ。立ち上がりと同じような金額であるのに、結果として、そういう差が出たものについては、どのように現場は納得しているんですかということをお尋ねしたいんですが。

平田成長戦略室職員 まず、設計書の中身なんですけど、大きくはA棟についてはA棟とB棟の間に5階の渡り廊下があります。これが一つ。それからB棟のほうにはC棟に向かっての平屋の渡り廊下があります。大きな金額の違いというのは、大きくはそこだろうとっております。それから、A棟については小さい部屋、例えば1階部分の事務室であるとか、警備員室であるとか、食堂であるとかいう水回りや、小さい部屋が大きい分だけ、間取りが小さくなる分だけ小さな壁が増える。B棟

については大きな部屋が多いもんですから、この辺の差異になっているだろうというふうには思っております。中身につきましては図面、単価を抜いた設計書というのを業者さんにも配っておりますけれども、これに基づきまして項目、数量のチェックを行いながら、一つずつを確認して進めていくものですから、それぞれの金額の違いというのは、それぞれの項目、数量に対してチェックをやりますので、大きく違うからといって、取り立てて大きい問題とは考えておりません。

岩本信子委員 素人で考えるんですけど、先ほど入札されて、最低価格未満といったところの金額と、このたびの随契による金額とで、かなり差があるんですが、この差がある中で、結局、設計書とか仕様書とかが違ってきているんですか、どうなんですか。入札で出されて不調になったという最低価格があるのに、ここで出されているのは、その間に何か差があるんですかということを知りたいんです、設計書の中で。設計書で積算されていくんじゃないかと思うんですけど。

平田成長戦略室職員 当初の最低制限価格に引っ掛かって駄目だった金額、それと2回目にやった金額についてはたしか100万円ほど違っていたと思います。当初からそれで目一杯の見積りをされて、2回目はそれを見直されて、どこが減られるのかなというところでの2回目の金額だったように雰囲気的には感じております。

長谷川知司委員長 一応次のほうに入っていると思いますのでそれでいいですかね。随契のほうに入っているんですが。

吉永美子副委員長 ちょっと教えていただきたいんですけど、先ほど大井委員から大学設置審査基準要綱細則を基に質疑があったとき、これはあくまでも新たな学校を開設した際のことだと言われましたよね。逆に言うと、要は新しく学部等建設する際のそういう基準というのをうたっているものはないということですか。あくまでも文科省とのやり取りという協議の中の言葉のやり取りで外構以外はできていないといけないとか、そういうふうになっているということですか。基準となる文書というものがちゃんとあるんでしょうか。

大田成長戦略室長 一応我々が見る限りはどこまで施設整備を造っておけばいいというものが書いてあるのはその分だけだと思います。大学が新たに設置される場合。なぜかという、新たに造る場合はグラウンドから校舎から、要は完成形というのは外構まで含めた全部の完成形のうち10分の4、2年目に10分の7ということなので、学部の増設というのは、要は学校のその他はあって、あとは新たな学部に必要なものを追加して造っていくという考えなので、基本的には施設整備が完成することが大原則というふうな言われ方をしました。ただ、グラウンド、テニスコートが遅れるのを認められたのはなぜかという、たまたまグラウンド、テニスコートの上に校舎を造りますから、今あるグラウンド、テニスコートの代替のものを造らないといけない。だからそこだけはちょっと遅れます。ただ、その間、直線距離で1キロ以内のところに市が保有している赤崎運動広場がありますので、そちらで屋外の体育の授業等に支障がないという市と公立大学法人との間の覚書を交わしたものをなんかを付けて提出をするということなんです。

吉永美子副委員長 ということは、あくまでもきちんとした文書はなくて、言われていることは理解はしているんですよ。だけど、いろんなこういう状況がある中で、要は入札が不調に陥ったりとか、いろんなことがあってるわけじゃないですか。その根拠となるものが、例えば単純に言えば、増設という、そういうことですよ。その場合には、例えばここまでだったらオーケーとかいうのを書いたものは逆にないということですよ。ということですよ。

大田成長戦略室長 大学を新しく造るものにはあるということです。それをもって同様の扱いをしてもらえるかというのを聞いたところ、これは新設の場合ですということです。

吉永美子副委員長 言われるのは分かるんですよ。同様の扱いをしないだろうというのは分かるんですよ。だけど、じゃあ逆に言うと、きちんと明文化したものがない。例えば山口東京理科大学はここまでしていないと駄目ですよと言われて、こちらの大学はもしかしたらその担当者がこのケースはここまででいいですよというこ

とがあり得ませんかということを行っているわけですよ。基準となる、きちんとした、明文化されたものがあるんですか。基準というものを作ったものがあるんですかということをお聞きしているわけです。

大田成長戦略室長 ありません。ただ、今から申請を上げる段階で、何度も言いますように、問い合わせることはできると思います。こんなに苦しい状況で、もしできなかったらどうしようと。申請を上げる段階でできなかったらということも含めての申請というケースはないということです。厳しいスケジュールであることは言っています。ただ、できるんですねという念は毎回押されますから、そのとき言っていますのは、きちんとした工期をとっていますから完成できます。ただ、不測の事態というのはこればかりは何とも言えませんから、天災、その他もありますからねということを行っています。そうなった場合は早急に協議をさせていただきます。今、我々はとにかく設置審議会に諮っていただいて、そこを通してもらうことが一番の目標ですから、そんなリスクを負うような御相談というのは申請も起こしていない段階からはできないと思っています。それから、そこまで絶対できないという状況に追い込まれていないですから、まだいろんなお願いはしています。臨時議会を開いていただいたり、議決を早めていただいたり、無理なお願いをすぐくさせていただいているのは分かっております。それはなぜかと言ったら、本会議場でも言いましたように、できるだけ工期をとるためなんです。だから、まだ何とかなるところにまだいると思っていますから。

吉永美子副委員長 だから、私は申請するときからできなかったらどうしようということ相談したらどうかということを行っているのではないですよ。だから、根拠となるものは、いわゆる学部を増やすとき、増学と言っていいですか、そういうときに根拠となる、先ほどのような基準はないということをはっきりさせたかった。今回、指名競争入札から相見積りによる随意契約ということで、要は考え方として、一応確認させていただくんですけど、物の本によりますと、緊急の必要ということで先ほど言われたわけですが、それが一般競争入札又は指名競争入札の方法による手続をとるときは、その時機を失し、あるいは全く契約の目的を達することができなくなり、経済上はなはだしく不利益を被るに至るような場合であるという



ふうに書いてあるわけですが、これに完璧に当たるという認識になるわけですか、随意契約にするということは。そういうことでしょうか。

大田成長戦略室長 最終的な判断は市長に委ねました。施行令167条の2第5号を適用して随意契約をするという判断は市長がされました。ですから我々はそれに従っているということです。

長谷川知司委員長 岩本さんの先ほどの質問でいいですかね。確認しますが、要するに1回目の監理室の入札と成長戦略室が行った入札の中に違いがあるのかどうかということでもいいですかね。（「中身にね」と呼ぶ者あり）

岩本信子委員 さっき言われた随意契約で安いほうを採られたと言われたわけね、2社でして。そしてこの金額でしょ。中身が一緒ならじゃあなぜ私は結局17億という最初の不調に終わった金額が出なかったのかというのがすごく、これは業者さんの判断なんだろうけれど、なんか納得がいかないんですけど、その辺はどういう業者さんがどんな考えたかということお宅らに聞くのもおかしいんですけど、ちょっとその辺のからくりがありましたら教えてほしい。

大田成長戦略室長 同額でなぜ出なかったのかといわれることですか。それは業者さんじゃないと、業者さんというかJVじゃないと分かりませんが、更に低い金額で出ていますね。不調に終わった入札よりも更に低い金額で出ています。（発言する者あり）税込み、税抜きの違いがあるんじゃないですか。

長谷川知司委員長 確認しますが、1,000万ぐらい下がっているんじゃないですかね。

山田伸幸委員 今のもう少し分かりやすくちょっと深めていきたいと思っているんですが、そもそも最低制限価格というのは品質の保持だとかダンピングの防止だとかいろいろな理由があって、設定されていると思うんですが、もしそれを下回ったら正当な品質の保証だとか労務者への賃金等、その辺に影響が出てくるのでは

ないかなという心配があるんですが、その点はいかがでしょう。

大田成長戦略室長 入札が不調に終わったと、不調に終わった原因は1社は辞退、それから2社が最低制限価格を下回ったと。それで辞退の意思を示された業者さん以外の2社で見積り合わせをしたところ、最低制限価格を入札において下回った金額よりも更に低い金額ですから、やはり仕様書どおりのものがきちんと期間内にできるかどうかというのを調査する必要があるということで、調査をしました。それは1級建築士さんを中心にいろんな資料をJVから出してもらったり、ヒアリングをしたりという調査期間をとって大丈夫という判断の下に、当然報告書は市長のところに行きましたけれども、大丈夫という判断の下に随意契約に踏み切ったということです。

山田伸幸委員 ということはひょっとしたらその価格でも最低制限価格を設けることができたということになるんですか。

中本監理室長 最低制限価格としては当初の最低制限価格が適正な最低制限価格でございます。

山田伸幸委員 それ言われるなら、この見積り合わせの随意契約というのが非常に問題となってくると思うんですけどね。ですからそれでも大丈夫と判断されたということは品質の確保は当初からその金額でもできたんじゃないかということはどうしてもそう思わざるを得ないんですが、いかがですか。

大田成長戦略室長 結果だけ見ると、つじつまが合わないように確かに映ると思います。ただこれ結果論なんですね。前回のA棟のときの委員会でも監理室長が説明しましたように最低制限価格の設定の仕方というのは一定の計算式に基づいてするものなんですね。その計算式に基づいてしたのが70%下回っていたら70、90%を上回っていたら90ということで、今回のケースはその計算式で計算したら90%を上回っていたから、上限の90で設定したということでこれは入札制度における最低制限価格の設定とすれば、従来の制度内のきちんとしたやり方で

した。その結果、たまたま2JVがそれを下回って失格になった。様々な諸要件を市長が勘案して、見積り合わせという随意契約に手法を変えたときに、更にそれよりも低い金額で出てきて、調査をして大丈夫という判断をしたということなんです。だから一見、二つの結果だけを見ると、じゃあ最初の最低制限価格を下回った価格でもきちんとしたものができたじゃないかというのは、この時点でなつて分かった結果論なんですね。ですから入札が不調に終わった時点では入札制度における最低制限価格の計算の根拠をきちんと踏襲した設定の仕方に従うしかないんです。結果論としてこうなりましたけれども、それから我々は前の委員会でも私言ったと思いますけど、大手が入ったら安く札が入るとは思ってませんでしたから。結果としてこうなりましたが、逆に最新鋭の大型建設機器なんかを遠方から持ってくるので、高くなるんじゃないかという思いが私にはありましたから。結果論なんですね。だから入札制度によりきちんと大原則で入札した結果、不調に終わり、再入札をする時間がこういう理由で取れなかったのも、市長の判断で随契に踏み切った結果、非常に安い金額で調査をした上で契約をしたという結果なんです。そこを御理解いただくしかないと思います。そのB棟の随契の結果をもって、やっぱりA棟のあれがおかしかったじゃないかと言われてもそれは入札制度の中で行われたことなので、ルールに基づいて判断をせざるを得なかったということなんです。

岩本信子委員 この設計については、設計業者を委託してますよね。そちらの設計業者が例えば今の積算していく、それどのぐらい関わっていらっしゃるんですか。全然設計だけで、例えば見積りとかいうそういうのには一切関わられないということなんです。私この専門家というかそういうふうな設計事務所があって、設計業者がいて、かなり安く委託して、受けてもらったんだけど、でもそれがどこまで仕事をされるのかということがあれだったんですから、ちょっとその辺お聞きしてもいいですか。

平田成長戦略室職員 設計業務の内容につきましては、まず法規的な手続があります。大きくは図面を描いて、それからそれに基づいて拾い出しをします。その後、拾い出した項目数量に対して単価を入れていきます。ただ単価につきましては、

我々も県の単価を採用させていただいておりますので、非公表になっておりますので、単価入れの作業につきましては私たちのほうで単価入れの作業を行っております。先ほどから調査をしましてということであったんですが、地元の落札金額とB棟の受注業者と見積書の内容を比較したところ、二次製品、サッシであるとか金物であるとか、そういった二次製品の購入単価が大きく違っております。中身につきましては工事費についてはむしろ我々のほうが業者さんが出された見積書よりも低かったのですが、二次製品の購入価格、流通価格が今のA棟とB棟については大きく違っております。

岩本信子委員 設計事務所、設計されたところは一切見積りには関してないと、図面を書いて材料の拾い出しまでがされたという、委託されたということによろしいんですか、考え方とすれば。

平田成長戦略室職員 今言われましたように数量拾いまではやっていただいて、単価についてもあらかじめ物価版がありますのでこれに基づいて根拠のあるところに入れていただいておりますけれども、我々のほうで持っているマル秘の単価の扱いについては私たちのほうで入れ替えしたということで御理解いただきたいと思えます。

岩本信子委員 例えば設計事務所が出された金額とそちらのほうで、うちのほうで出した金額に大分差異はあったんですか、どうなんですか。その辺は。

平田成長戦略室職員 はい、差異はあります。

岩本信子委員 どのような差異があるんですか。例えばどっちかが高いとか安いとかいうその辺の差異はどうなんですか。

平田成長戦略室職員 設計事務所のほうの単価根拠は主に物価版が基準になっておりますので、県単価と比較するとそちらのほうの方が安いと。ただそれで我々もいつも使っているのが県単価を主流としまして地方単価をやっておりますので、大

体設計事務所に委託する際もそういった単価の入替え作業を出して、新たに別の金額でもって発注するというのでやっております。

山田伸幸委員 見積り合せの中から辞退した業者を排除された理由は何でしょうか。

大田成長戦略室長 市長との協議において見積り合せをするのに業者さんどこに声掛けしましょうかという中で本来ならば広く公募をしたいところなんですけれども、これだけの施設ですから積算するのにやはり1か月やそこら掛かりますからこれから1か月後に見積り合せが出るという時間なんか取れないので、既に積算を終えている業者に声を掛けるしかないということは、候補は三つしかないですね。入札に参加された3JV、そのうち2社は契約の意思はあるけど残念ながら最低制限価格を下回って入札制度のルールの中で失格になってしまったと。もう1社は予定価格を上回ったので、2回目の入札をしたわけです。それは3回までを普通行われるんですが、当然上回っているのを下げていけば取れる環境にあったにも関わらず2回目には辞退をされた。正式に言うと入れられたんですが、金額の欄に辞退しますという言葉が書かれてあったということで、その時点で辞退の意思を表明されたということ尊重して、契約の意思はありながら残念ながら失格になった2JVにお声掛けしたところ、どちらも見積りを出しますという返答が返ってきたのでその二つのJVでやらせていただきました。

山田伸幸委員 私の調査では決して辞退した業者もそういうことであるなら、出せるものなら出したいというふうなこともお聞きしておるんですが、今の話からすると市のほうで辞退はそれで終わりだと。それ以上値段が下がらないだろうという見込みでそういう判断をされたということでしょうか。

大田成長戦略室長 値段が下がらないであろうという見込みではありません。取れる環境にあったけれども辞退をされたということなので、お声掛けするのはやめましょうという市長の判断です。ですから入札取る意思があったけど、残念ながら最低制限価格に下回った二つのJVに声を掛けてみましょうという判断をされました。

岩本信子委員 先ほど設計事務所の単価等聞いたわけなんですけど、こちらは県の基準単価、地方単価を採用されたということなんですけど、だから逆に言えばですね、大体一般の公共の単価が、その設計事務所が出された部分の工事金額というのは分かっていたわけですよ。だからその例えば県の単価でやるとここまでいくんだけど、普通の一般の事業の単価でいくとどこまでできるという金額が分かっているんじゃないかと思うんですよ。その中でこの先ほどの最低価格設けてされたという制限価格をもってされたというのが、ちょっと私納得いかないんですが、県の単価を採用されるという理由というのはどういうことなんですか。やっぱり地方だからそれをせんといけんということなんですか。

平田成長戦略室職員 単価につきましては歩掛かりという名前がありまして、製品が幾らですよ、それに伴う大工さんが何人役掛かる、普通作業員が手元が何人役掛かるよということで、一つのものを造るに当たってはそういった歩掛かりというのを造ります。それに合わせて諸経費というのも国で定めている諸経费率というのがあるんですけども、これらの項目全部で一般的な建物でいきますと、1,000項目以上あるんですけども、それを作るエネルギーというのが人材的にも各市町でないものですから、県がそれを一般的に材料の見積り、色とかいうことを事前にやってくれてまして大体のほとんどの県、市町が県の単価を採用させていただいているということがあります。これにつきましては、1年ぐらいのブラインドの期間がありますので、コンサルさんにつきましては、単価については御存じないはずですよ。したがって我々もそれで県単価を使ってくださいということにはタブーになっておりますので、設計事務所につきましてはあくまでも標準的な物価版で単価を入れていただき、改めて私のほうに届いた段階で県の単価を入れ替えさせていただいている。つまりは設計事務所さんは最終価格というのは御存じありません。

長谷川知司委員長 資料来ましたか。じゃあここで10分ほど休憩したいと思います。次は10分からということで。

---

午後3時2分休憩

---

---

午後3時13分再開

---

長谷川知司委員長 では休憩前に引き続きまして再開いたします。

大田成長戦略室長 休憩の間に先ほどのですね、大学が新設の場合の基準、公共か私立か確認をしました。私立の東京理科大学のほうから頂いた資料なので私立の大学と勘違いを私がしていました。全ての大学に適用されるということです。ただし、新たに新しい大学を作るケースということでした。訂正をさせていただきます。

長谷川知司委員長 では今、資料が来ております……今の質問、じゃあ山田委員。

山田伸幸委員 先ほどの答弁からすると、これは新設の基準であって、増設はこの基準は当てはまらないということで、そういう見方でいいんですか。

大田成長戦略室長 先ほど言いましたように、最初はこれを利用というかこれを適用していただいて、現在の元放送大学があったところですね、あそこを一部研究室等に若干お金を掛けて改造して、工学部の校舎が基準以上の面積があるものですから、最初の1年生、2年生時点ではそこを最大限活用しながら、建物を建てていくということで、それを適用させて、そういう扱いができるかという問合せをしたんですが、大学を一から作る、新たに作るケースであって、学部の増設にはこれは当てはまりませんということでした。そのこともあったので当初市長は薬学部29年度開設と言われていたんですけども、30年に延ばさざるを得なかったということです。

長谷川知司委員長 ほかに。今の質問で。別にいいですか、関連質問も。じゃあ今、皆さん資料読まれたと思いますが、これも含めて質疑を再開したいと思います。

山田伸幸委員 申請書に添付する書類等がですね、工期の完了期限が平成30年2月末ということで、これが必ず完了ということでなければもう薬学部そのものの設置ができないんだという、そういうことで随契の判断をしたということになるわけですね。これを市長が認めたということですからね。ですがやはり、このそのものが駄目になるという言い方はやはりちょっと違うんじゃないかなと、余りにも飛躍した考え方ではないかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

大田成長戦略室長 これまで4度にわたり文部科学省に行って、申請の前の協議等をさせていただいた中で、工事工程表を見てもらうというときがあったんですね。そのときに当初はこちらのほうでは工事の完成を全て30年3月31日、3月末という工程表になっていたところ、文科省の職員のほうからこれじゃ駄目だと、3月末にできて4月にその校舎が使えないでしょ、どうやって物品を夜中の9時間で搬入するんですかっていう中で、少なくとも2月末じゃないとつじつまが合いませんねってということで、分かりましたと、2月末に完成するように努力をさせていただきます。そのような会話の中からですね、やっぱり遅れてもいいという議論はないという印象を持っております。以上です。

長谷川知司委員長 ほかにないですか。随契のほうに入っているんですよ。

大井淳一郎委員 今回ですね、随契、額が最低制限価格を下回った額で随契をしているということについては先ほど調査をした上で、ダンピングというか、品質保証があるということで、その論点もありますけども、もう一つ気になるのはですね、平成18年に通達として公共調達に適正化について出されたことを受けてですね、大体本市は随契についてはガイドラインというのを設けているんですよ。特に施行令167条の2の第1項については1号から何号までかありますよね、それについてある程度の基準ってというか、ガイドライン設けているんですが、本市はどうですか、その点は。

長谷川知司委員長 誰が答えられます。



大田成長戦略室長 総合政策部サイドなんですけども、同様に契約の手引きかなんかを財政課が作っていて、その中に随契に関する記述もたしかあったんじゃないかと思います。以上です。

長谷川知司委員長 今、大井委員が言われたことに答えられる人。

大田成長戦略室長 ちょっと総合政策部を呼んできます。

長谷川知司委員長 お願いします。ほかに質問ございませんか。私からちょっと聞きますが1回目の入札で不調になりましたですね、このときにA、Bの失格になったということは、最低制限価格以下で失格ですというのは言われましたか。

中本監理室長 失格になった業者さんについては入札価格何円、入札価格何円以下の方は最低制限価格未満での入札ですので失格ですというふうに言いました。ですからそのときに2回目の入札やりますので、退席をお願いしますというふうに言いました。

山田伸幸委員 私は入札に参加したことがないので分からないんですが、1回目の不調に終わって、2回目をするときにですね、それは直ちに行うんですか。

中本監理室長 その日のうちに行います。先ほど大田室長が3回ほどやりますって言われましたけど、そのときに3回目までは入札を行います。それでも入札が成立しなかった場合、改めて業者を選定し直して、またやるのが通常の入札です。

山田伸幸委員 1回目と2回目、2回目と3回目との間には時間的余裕というのはあるんですか。

中本監理室長 それはですね、時間的な余裕というのはほとんどございません。例えば1回目の入札をされて、予定価格より上の場合ですね、例えば100万円で入札された方が予定価格に一番近い価格としましたら、100万円未満での再入札

をお願いしますというふうに言いまして、入札を5分、10分は待ちますけれども、実際は皆さん考えられて5分、10分ぐらいで入札されます。以上です。

山田伸幸委員 そういった際に金額の決定ができない人だったら、それを下げることが通常できないと思うんですよね。

中本監理室長 金額の設定ができない人が入札に来られてはいないというふうに、全権委任されておられますので、そういうことはないと思います。

大田成長戦略室長 委任状を持って来られて、委任状の確認をした上で入札をしますので、責任者しか入っていないということです。

岩本信子委員 今の関連になるんですけど、B棟のところの工事用の入札結果で1回目、2回目、すぐされたんだというのが、先ほど言われましたようにすぐされるっていうことで言われましたよね。2回目を辞退ってここに書いてあるわけですよね。まず入札書比較価格超過っていうので1回目が結局できなかったんだと思うんですよね。2回目辞退ということは超過していますよということは言って、そしていやそれ以上上げられませんということで辞退されるということなんですか。ちょっとこの1回目、2回目ってすぐされているんですけど。

中本監理室長 入札で2回目をやるときに、この場合やったら21億で出されたんですけど、1回目ですね。(発言する者あり)1回目に21億で出されたんですけども、予定価格に達しておりませんので、それ未満での入札をお願いしますということで、そういうことを言いまして、再入札に当たっていただきました。(「そして辞退されたということなんですか」と呼ぶ者あり)それで先ほど大田室長も言いましたように、入札はされたんですけども、金額を書く欄に辞退しますというふうに書かれておりましたので、それで入札不調ということになりました。(「そうなんですか」と呼ぶ者あり)以上です。

長谷川知司委員長 では今、担当の部長さん来られましたので、大井さんもう1回質問

を、さっきの質問を。(発言する者あり)ちょっと質問を。いいですか、質問。

川地総合政策部長 随意契約につきましては財政とかが担当ではなくて、これは地方自治法の施行令の167条の2っていう規定がございまして、1号から8号までございます。これに基づいて、各担当課の方々がこういった事業に関して随意契約をしたいという理由を書かれて、それに関してはうちも適正な予算執行をする観点から合議という形でうちのほうで合議をされます。場合によってはこの規定が該当するのかどうかという協議は当然していきますし、ケースバイケースでございまして、特にガイドラインは作っておりませんし、忠実に地方自治法施行令に合っているかどうかということも判断をしながら、決裁をしていくというふうな方法をとっております。したがって、ガイドラインというものは定められておりません。

大井淳一郎委員 公共調達に適正化についてという通達によりますと、ここに書いてありますように、競争性のない随意契約の見直し、そして随意契約及び競争入札に係る情報公開に一層の充実ということで、結局そういった基準をしっかりと示して国民から疑念を持たれることはあってはならないというような文章が書かれております。それを受けて全ての市ではもちろんないんですが、さいたま市とかです、市川市なんかは随意契約のガイドラインっていうのを設けてあって、この施行令の167条の2の第1項の各号についてですね、こういった場合にこれに当たるっていうことが、基準が示されております。第5号については災害等、市民生活への影響うんぬんということが、もちろんね、市によっては基準が若干違うんですけども、こういった明確なものがですね、本市ではない、ないっていうことは協議して実質的に判断はされて基本的には適正だろうとは思いますが、そういう客観的な、明確な基準がですね、事前に示されておれば市民からですね、そもそも今回の審査も含めて疑念を持たれることはないと思っております、ガイドラインというのは今後作るべきだと思うんですが、それはいかがですか。

川地総合政策部長 非常に、大都市さんとかも作っていらっしゃる、私どもも実はそれは参考にしております。先ほど言われたさいたま市さんの分も既に見ておりま

す。ただ第5号の規定につきましては、ほかのガイドラインを見てもですね、災害等というふうな書き方がしてありまして、これはやっぱり具体的には実際に書かれていません。それは恐らくケースバイケースだろうという判断になります。したがって、やはりちゃんと決裁をとって起案をして市長決裁をとって私どもはやっているということでございます。ただ大井委員さんに言われるように、今後じゃあガイドラインがなくていいのかとなると、その辺はやはり今後はどこがやるかは別にして、それは検討していかなければならないかなというふうには思っております。

山田伸幸委員 今、説明されたんですけど、このたびの金額がやはり大きいということが、これで本当に良かったのか。それで当初の金額より安く設定をされて、それでやれるという判断をゼネコンはしていたわけですよね。ですから最初の1回目の入札から低い金額を入れていた。しかし、山陽小野田市が示した最低制限価格より下回っていたので、それは失格になってしまったということなんですよね。今度はその失格者同士を合わせて見積り合せをすると。やはり、もともとの設定金額がどうだったのかとかいろいろ疑念があるわけですよ。その辺が払拭されないから繰り返し、繰り返し同じようなことを聞かざるを得ないんですね。今言われたような基準があればもっと明確になるんですが、地方自治法の施行令なんかを見ると、やはりはっきりと書いてないんですよね。各市町村の判断だというならば、市町村長が判断する際にやはり明確な基準がないものを、しかもこれだけの巨額な契約に対してあまりにも無防備すぎるのではないかというふうに思うのですがいかがでしょうか。

大田成長戦略室長 私は無防備だとは思っておりません。と言いますが、随意契約ですけども、見積り合せということで2社がそれに応じていただいて見積りが出ているので、実体とすればそこに競争の原理は働いています。それから、緊急やむを得ないという判断を市長がされたのは単に工期がとれないからという理由ではなくて、その背景なんですね。工期がとれないことで薬学部の設置申請ができない、あるいはできたとしても審査をスムーズに通すことができない。そうなると、受験生に対する社会的な市の責任、それから何と言いましてもリクル

一トを終えている教員の方々への責任も、それはもう今の大学を29年度で終えてこられるという形になっていますから、確約書も全部取っている状況で、そういう様々な市の社会的責任、そういう背景を考えて随意契約という判断をされたと思っておりますので、手法とすれば非常にこれまでにない手法でしたけれども、仕方がなかったとかこの手法しかなかったと思っております。第一に考えられたのは薬学部を申請すること。そして市の社会的責任を果たしていくこと。これを第一に考えられて、再入札ではなく時間が早く済む随意契約を選ばれた。ただ、本当に急ぐんならですね、一回目のときに入札で一番低い金額を入れた業者だけに言ってこの価格でやってもらえるかということ言えばいいんですけど、やはり競争の原理が働かなければならないということから、2社にお声掛けをして見積り合せを出していただいたので、そこに随意契約とはいえども競争の原理は働いています。見積りを提出してもらった当日も見積り合せですけど、入札と同じやり方をとらせていただきますということで、入札会場と同じものを全部持ち込んで、札も入れてもらって面前で開封をしてというやり方をとりましたので、私とすれば手続に不備はなかったと思っております。それから、先ほど来、何度も言いますようにA棟とB棟の結果論を見ると違和感があるのは仕方がない。そのお気持ちは十分分かります。ただ、A棟においては一定の計算根拠に基づいて最低制限価格を設定して、それは入札のルールの中でやっていることから、じゃあA棟のあの価格でもやれたじゃないかということの後結果論から言うと、じゃあA棟で落札した業者を調査した結果、最低制限価格の業者ができるからあなたとは契約しませんと言えることはできないでしょ。だから結果から見るとお気持ちは十分分かるんですけど、最初のA棟については入札のルールに基づいて契約の相手方が決定された。B棟については入札制度においては不調に終わり、再入札をする時間が、先ほど言った、とれないという判断を市長がされた。そして、新たに公募等によって業者の見積り提出を依頼したとしてもそこに積算に時間が掛かるので既に積算を終えている業者さんにお声掛けをして、随意契約をしたという流れなんです。だからその辺りを御理解お願いしたいと思っております。

長谷川知司委員長 確かに今言われたことはきちんとされていると思うんですが、見積

り合わせをするときに最低制限価格があります、は設けませんとかいうことはどのように言われましたか。

大田成長戦略室長 見積りの依頼を出して、応じていただいた段階でJVのほうからも質問がありました。入札のように最低制限価格を設定されるんですかということでしたので、これは入札制度に基づく契約ではなくて、もう自治法施行令167の2第5号を適用した見積り合わせによる随意契約ですから、入札制度を離れているので、最低制限価格は設けませんということを告げた上で見積書を出していただいております。

大井淳一郎委員 先ほどのことと少し関連するんですけども、167条の2の第1項の3号、4号については山陽小野田市財務規則99条の2に基づいて、要はそういったことについてはホームページ上で平成28年についてはこれだけのとこと契約しましたと、公表をばあっとしております。理由も書いてあります。今回の167条の2の第1項第5号についての公表についてはどのように考えておられるでしょうか。それに基づく財務規則があるのか、この点も含めて。

川地総合政策部長 3号、4号につきましては、その地方自治法施行令に基づいてこのようにしなさいというふうな形で書いておりますので、私どもは3号、4号ののって随意契約をしたものについては財政課のほうで所定の手続に従って広報等々で掲載をいたしております。ただ、5号については財務規則上公表しますという規定はございません。

大井淳一郎委員 これも今後の取扱いになるんですが、横浜市なんかは5号についても公表をしております。これ理由はもちろん今回のような理由ではなくて、選挙の解散絡みなんで理由は違うんですけども、こういったことも今後余りあっちゃいけないんですけどね、基本的に167条の2の第1項第5号については。こういった公表の取扱いについても先ほどのガイドラインの設定と併せて検討すべきだと思うんですがいかがでしょうか。

川地総合政策部長 大井委員の言われるとおり、今後の課題であるというふうな認識は持っております。

山田伸幸委員 ということは、今回はこの見積り合せの結果については公表はされないということなんでしょうか。

大田成長戦略室長 今、公表するという市の中の内規とか決まりはありませんので、今回この委員会の結果を市長にお伝えをして判断を仰ぎたいと思います。

長谷川知司委員長 私からも一つ。先ほども質問したんですが、要するに監理室が行う入札については最低制限価格を設けておりますよと。ところが、見積り合せについては設けていないと。この整合性ですね。そこがちょっとどうなのかなというのがありますが。

大田成長戦略室長 監理室が行ったのは入札で、その制度の中で建築工事については最低制限価格をこういう計算根拠に基づいて設けるといふ、もう制度なんですね。ただ、見積り合わせにはそういう制度がないので、その入札の制度を引っ張ってきて最低制限価格を設けると逆におかしな話で、それ以下なので失格にしますという見積り合わせの中で最低制限価格を設けて失格にする法的な根拠も何もありません。だから設けられないということです。

長谷川知司委員長 今のことですけれど、専門的な立場の人は分かると思いますが、じゃあ一般の市民が同じ市の工事で、同じ条件で出して、何でかなという疑問があると思うんですが、それらの説明についてはどうされますか。

大田成長戦略室長 先ほど来言うように、結果論を見るとつじつまが合わないという思いを持たれるのは、それはもう皆さんそうだと思います。だからもう我々の説明では地方自治法に基づいて競争入札により業者を決定するのが大原則なんだと。本市の場合はこのたびは指名競争入札ということで入札に基づいて業者を決定しようとしたけれども不調に終わったと。先ほど言いました、様々なこの契約に

基づく事情の背景により市長が再入札する時間が取れないということで、随意契約をするという判断をされた。その時点で入札の制度からは基本的にはもう離れているんですね。そして、随意契約の手続の中で業者を決定していったので、結果的に見積り合せが出てきた数字が入札制度における最低制限価格よりも低い制度でしたから、つじつまが合わないように感じます。そこはやはり同様の思いが我々にも市長にもありましたから、きちんとした仕様書に基づいたものが工事期間中にできるのかという調査を十分しなければならないということで調査をしたということです。だからそれをやっぱり説明をするしかないかなと。なかなか説明は難しいかなとは思いますが、そういう説明を繰り返すしかないかなと思っております。そうしないと、入札制度も随意契約も一緒に物事を考えると根本的に入札制度を否定する結果になるんですね。先ほど来ありますように、見積り合わせの結果だけを見て、じゃああのときの最低制限価格の設定がおかしいじゃないかとか。結果的にはあの時安く契約できたじゃないかという議論をしますと、入札制度そのもの根本から否定するようになりますから、原則論として競争入札に基づいてやる。今回はそれが不調に終わって、事情により随契をせざるを得なかったというこの段階を是非理解していただきたいと思っております。

長谷川知司委員長 ちょっと資料が来ましたので配っていただきます。約款ですね。この約款はもう公表されている、されていますね。

岩本信子委員 中であるんじゃないかなとは思いますが、例えば完成時とかいうのはちゃんと契約時でされると思うんです。いつ完成すると。完成しなかった場合のことはこの約款とかには書いてあるんですか。違約金とかそういうふうなところの辺がどうなんですか。

中本監理室長 済みません、何条か分かりませんが違約金の関係も入っておりますので。(「この約款の中に」と呼ぶ者あり)はい。(発言する者あり)

長谷川知司委員長 <sup>かし</sup>瑕疵担保は40条ですね。(発言する者あり)今、約款を読まれて



いると思いますが、ほかに何か質問があれば。

吉永美子副委員長 この公共工事請負契約約款の中で、この第40条で瑕疵担保<sup>かし</sup>というのは出てきてはいるんですけど、A棟のときに賛成討論の中で注文を申し上げた瑕疵責任のうたいですね。この辺についてはそのいわゆるA棟について瑕疵責任、例えば何年間とかそういうことがうたえるのか。またB棟についてもうたえるのか。その瑕疵責任<sup>かし</sup>というところでどういうお考えか改めてお聞きします。

中本監理室長 瑕疵担保責任<sup>かし</sup>については2年、又は1年とかいろいろありますけど、ちょっと建築の場合は覚えていませんけども、土木の場合は2年だったと思います。

長谷川知司委員長 この約款の中に第2項ですかね、期間は10年とするとありますね。その前に2年もありますか。

吉永美子副委員長 このですね、要は何をお聞きしたいかと言うと、出来上がる、その後で要はちゃんとチェックされると思うんですけども、そういったところはどのようにいわゆる本庁の中で決めておられますか。きちんとチェックをして、でないとそのあとの2年とかいうのは全く関係なくなってしまうので、どのようにチェックされておられるんですか。

平田成長戦略室職員 まず検査の体制ですけども、一応社内検査というのを業者さんがやってくれます。社内検査というのも担当者ではなくて、工事の責任者の下で検査をやって、その手直しの後に私のほうに社内検査やりましたよという通知がありますので、一応担当者レベルで見て、その手直しが終わった、完了した時点で今度は課内検査ということをやります。この課内検査が終わった後に監理室のほうに本検査ということで行きますので、4段階の検査を設けております。

吉永美子副委員長 そうすると例えば今回のA棟、B棟についても建築が出来上がった後のチェック体制<sup>かし</sup>というのはきちんとされて、基本的には後で瑕疵責任<sup>かし</sup>を問う

ようなことはないだろうという認識をもっておられるということで思っているんですけど。

平田成長戦略室職員 ないだろうと思ってます。

山田伸幸委員 工期の設定ですよ、この辺が業者の人にとっても非常に絶対に遅れてはならないというプレッシャーの中でやっていくということがあるかと思うんですが、この工期を守らせる上で一刻も早くというのが私たちに求められてきているわけですよ。現在のスケジュールというのは今2月末ということですが、これを全部スケジュールどおりやって、本当に完成するのはいつ頃というふうに見ておられます。

平田成長戦略室職員 工期を2月28日と定めておりますので、是が非でも2月28日には終えたいというふうに思います。

山田伸幸委員 それは外構も含めてということでしょうか。

平田成長戦略室職員 外構は除きます。

山田伸幸委員 もしというか仮ということをするとう大田さんがムッとされる表情が見えるんですが、やはり一番心配はそこなんですよね。遅れたときの心配があるわけで、やはりその辺をどうやって繕っていくかとかいうか工期内に合わせていくか、その辺のいろいろな手法があるかと思うんですが、平田さんのほうでこれをやらせていく担保といいますか、保証していくそういった何かお考え等があるでしょうか。

平田成長戦略室職員 おかげでプレキャストコンクリートを使わせていただくことで工期短縮が図れたんですけれども、今から工事を進めていく上でいろいろ協議事項というのが出てまいります。これについてはできるだけ時間を掛けずにして、すぐ回答してすぐ即決に近い形で返事をして、次の段取りに向かってやっていただ

くということが肝要というふうに思っております。これによりまして、通常設計事務所が監理ということになりますと、持ち帰って回答があるまで随分時間が掛かる傾向にあるんですけども、これら辺りは積極的に我々が中に入って行って、たまたま薬学部の先生も身近にいらっしゃる、話ができますので、これら辺りも含めて即決で回答ができるようなことが今できる最短の目標というか、この辺りになろうかと思えます。

山田伸幸委員　そもそもずれ込んでいた大きな要因に学校法人側とのすり合わせができなかったというのが何か月もあったというふうにお聞きしておりますが、今後はそういったことは絶対ないということでもいいのでしょうか。

大田成長戦略室長　実は今日の委員会に臨むに当たって市長からこう言われました。非常にタイトなスケジュールでこれだけ皆様に御無理を、議会日程等でお願ひしなければならぬ原因というところを聞かれるであろうから是非こう言ってくださいと。3か月間ストップされたということが原因ですと。その原因は建設手法において市長と当時の学校法人側の責任者との間で意見が合わなかったと。地元業者を最大限活用するという市長に対して、大手を連れてきて山陽小野田市がお金だけ出しておけばいいという主張をされた。その間、3か月間全ての作業がストップをされ、工事だけではなくて実はリクルート等もストップされたんですけど、そこが全ての原因でそれを取り戻そうと今様々な手法で努力をしておりますと。その努力のうちの一つがプレキャスト工法ということなんですね。だからそれを是非言いなさいということで指示を受けてきましたので、その失われた3か月を取り戻すべく最大限の我々も努力をしております。ですから非常に御無理なことを議会に対してたくさんお願いしているということは重々承知しておりますけど、とにかく校舎を造って薬学部を認可申請どおりに認可をいただいて開設するということが第一の目標ですから是非御理解をお願いしたいと思っております。

山田伸幸委員　契約ということで本会議場で予算に絡めてお伺いしたんですが、そのときに契約のできないときのことは契約に盛り込まれているのかというふうに質問

したときに、大田さんはそれに対して否定的な答弁されたと思っています。しかしこの中にはきちんと第41条で盛り込まれているんですが、前に一生懸命足を進めるばかりで冷静にこういった契約の内容一つ一つについてもまだ詰め切れてなかったのかどうなのか、それとも知っていたけど言わなかったのかその点いかがでしょうか。

大田成長戦略室長 これはどの工事にも適用する公共工事約款です。それは当然このたびの工事にも適用されるので、そこでいったら違約条項があることは当然知ってましたけれどもあの時点での質問の内容はこの山口東京理科大学の校舎の工事に関して特別にそういう違約条項を設けているのかという分にとりましたので、それは設けておりませんという答え方をさせていただきました。通常の公共工事約款を適用しております。

大井淳一郎委員 工事に間に合うのかというところに関連するんですけれど、現在くい打ちをやっていると思うんですが、その進捗状況と古洞は存在はあるということは言われましたけれども、工事に影響のあるようなことはないのか、この2点についてお答えください。

平田成長戦略室職員 くい工事につきましてはこの15日からくいを打ち始めました。初っぱな打ったところに古洞が出てきまして、くいの周りへくい周固定液というセメントをぐるっと回すんですけれども、このくい周固定液が全部古洞の中に逃げ去って、これが固まらなかったということでいきなり大問題というところで始まったんですけれど、一本目、二本目やっていくうちにだんだん対応能力というのが出てきまして、一本目を打った後にくい周固定流すんですが、明らかに古洞が出てきたときには増粘剤という粘度を増す薬液を入れまして、セメントをちょっと粘土状にいたしまして、古洞の中にそれを詰めるような形でもって取りあえずは1日目は掘っただけにしようよ。それから二日目につきましてはセメントが固まりますので、そこに新たにくい周固定液を回して上まで掘り上げるということで、この結論に至るまでは先週1週間ちょっと随分時間が掛かったんですけれども、今週に入りましてその要領が分かりまして、昨日も8本、今日は午前中に4.5

本打っております。お昼から雨ですので、少し能率が落ちているかもしれませんがけれども1日に8本ペース、それから明日のお昼からテニスコート上に3号機というのが稼動し始めますので、これが動き出しますとテニスコート上が比較的浅いところで古洞が出てきますので、これを打ち抜いたとしても少しテニスコートの上は速度アップが図れるのかなということで1日10本から15本ぐらいの計算でいきますと工期を5月31日としておりますけれども、遅くとも4月の上旬ぐらいには打ち上がるのかなということでこの予定については今順調に進み出したということです。

山田伸幸委員 先日工事現場見に行ったときにくい打ち機はあって、くいが並んでいなかったんですが、その後来たということだと思んですが、このくいを打って、実際にB棟工事が始まると思うんですが、それはくい打ちが終われば即できるということなんでしょうか。下の地盤が固まるとかそういった時間的な余裕というのが必要なんじゃないでしょうか。いかがですか。

平田成長戦略室職員 ただいまくい打ちをしております。一般的にはくい打ちが終わったら、次に土工事ということで事が進むんですけど(「どこうち」と呼ぶ者あり)土の工事、土工事という掘り方からやっていくんですけども、今の考えの中ではくい打ちを終わるまで今の掘り方を止めておくという考えは全く持っておりませんで、くい打ちの終わりの中間過ぎたところからそろそろ掘り方に入りたいなど。ただ今のくい打ちの状況を見ますと、上から2メートルから5メートルまでの間にしゃびんしゃびんのシルト層がいますので、土工事するときにはちょっとこれまた矢板の状況を見て、矢板を入れるとか、ちょっと地盤改良剤を少し入れてその安定を図ってやらんと、その辺りの掘り方が難しいのかなという次のステップが大きな波が目の前に迫っているかなという気はしております。

杉本保喜委員 今のくい打ちの件ですが、予定では5月31日までというふうになってますですね。今のお話を聞きますと予定外の古洞が見つかったというような例があったんで、これそういうことも許容範囲の中に入れて5月31日までには終わりますよという感覚で受け取っていいんですかね。

平田成長戦略室職員 くい打ち工事というのは確かにくい工事につきましてはくいを打つ話とそれから打ち終わった後に掘り方をしまして、そこに後そのくいの位置が正しいかというくい芯出しという行為があります。したがってくいが打ち終わった後に捨てコンという捨てコンクリートというのを打って、墨出しをするものから、一応このくい芯出し、くい頭の補強筋を入れてまでを5月の31日としておりますので、予定どおりの4月10日ぐらいに上がれば今の5月の31日ぐらいまでにはそれができるのかなというふうに考えております。

大井淳一郎委員 以前質問したときも平田さんも否定はしなかったんですけど、結局今不測の若干のこともあって、費用がどうしても増加されることが懸念されるんですが、どうも予算内に収まりそうにないと考えているんです、それとも補正か何か組まれるんでしょうか、その場合には。

平田成長戦略室職員 予算というのが今くい打ち工事とみるのか、建築主体とみるのかあるんですけども、その辺りについてはくい打ち工事は今5億6,000万で受けておられるんですけども、今くい周固定液が古洞の中に逃げていく状態がありまして、やっとかい周固定液が上まで上がってきたなということできりを上げたり下げたりしながら安定を図っているとどしゃんと抜けたりすることがありますので、そこら辺は増額があると。予算枠というのがくいが6億何がして設計して組んでおりましたけれども、その中で収まるのかどうかというのは今からどの程度の流出が出てくるのかというのはちょっと今まだ未知数というところです。それからよくグラウトをやったらどうかという話が先に穴を埋めてたらどうかということがありまして、それもえびすの市営住宅7階建ての鉄筋コンクリートやった折にグラウト工事やっております。700平米で5,700万程度のお金、昭和62年にやっておりますけれども、あのときが面積が700少し平米、今が5,000平米程度あります。5,700万を単純に建築面積でやると7倍のことがありますので、仮にそれをグラウト工事をしていたらということを仮定いたしますと、4億円のお金が事前に掛かっていたと。更にはグラウト工事をやるのは建物が固まった後に柱の下にジャストポイントで打っていくものですから、8月に間取りが決まったんですけども、それ

から4億円の工事を出すとなるとそれから3か月、そして工期を見てみますとやはり14か月というグラウトをやる期間が必要ですので、仮に機械を倍に入れたとしても半年以上に期間が掛かったということもあります。最近はいく打機機の性能が随分よくなっておりまして、古洞の位置が電流計によってあらかじめ出てきますので、今回はそういったグラウト比較をする中ではトータル的には今回いく打ちでいく周固定液、増粘剤を入れたとしてもトータル的には安く、グラウトするよりもかなり安く上がったんじゃないかという見方をしております。

山田伸幸委員 今、古洞のことは当初から、あの土地は本館建てる時から問題になっていたんですが、予想を上回るような古洞が出てくるおそれはどんなですか、ないですか。

平田成長戦略室職員 予想というのが立てにくいんですが、全部でボーリングは7本打たせていただきました。3分の2が残材が出ていて、2割が出ていなかったということなんですけど、予想としては2本に1本ぐらいのことで、穴が出てきておりますので、要領よくやりたいというふうに思っていますが、その対策につきましては、ちょっと慣れてきましたので、うまくやれるのかなと思っております。

中村博行委員 いろいろ詳しくお話を聞くたびに、ちょっと不安になったり、お金が掛かるんじゃないかという印象を受けておりますけれども、A棟、B棟一遍に工事をされるということでありますので、資材の搬入とか安全の面では、そのスペースですよね。そういった面での問題というのはないと考えてよろしいでしょうか。

平田成長戦略室職員 安全の面ということでありますと、先般お話しましたようにいく材は全て流川のほうから入れておりまして、西の浜の方には安全になった分、流川の方には迷惑掛けるかなというのがあります。主には県道側、グラウンド側から車両をほとんど入れておりますので、入れて、県道側に出ているということがありますので、車両の運行については現在のところ安全に運行しております。それから資材の置き場につきましても、先ほど1日に8本から10本、いくを打っているんですけれども、これについても3日分のストックしか置きませんので、車両の回

転場であるとか、そういったストックの位置であるとかいうことは、今のところ上手く回っております。

長谷川知司委員長 内容的には契約そのものよりも所管事務のほうに話が行っています、皆さん。契約のほうで何か質疑があれば。

山田伸幸委員 この契約書というのは申請の際に必要な資料として出されるのかどうか、その点はのでしょうか。

大田成長戦略室長 今のところ契約書のコピーを全部添付せよということはありません。

山田伸幸委員 それでは申請書が、この入札に係るいろいろな問題というのは審査されないということなんでしょうか。

大田成長戦略室長 薬学部の設置申請においては、薬学教育に必要な環境が整っているかどうかというところが問題ですので、業者の選定方法がどうであったかどうかという議論にはならないと思います。申請書の中に盛り込まれているのは施設整備の平面図、立面図、それから備品等の一覧、それと校舎等のレイアウト、位置図ですね。それから鳥かん図、それから工事スケジュール、工程表です。これらです。

山田伸幸委員 工事スケジュールは先方のほうに事前の伺いということで出されていると思うんですが、先ほどそれが3月31日を2月28日に訂正をされたということだと思うんですが、そのほかに気付きとして何か指摘されていることはないんでしょうか。

大田成長戦略室長 施設整備においては指摘はありません。ただ、言われたのは間に合わないグラウンドとテニスコート。テニスコートはいいんですけど、グラウンドは必置施設ですから、その間、体育の授業はどうするんですかということで、これ



については直線距離で1キロ未満のところに市が保有している赤崎運動広場があって、そちらを代替として使いますということで、市と大学との間で何らかの文書を交わすんですかということで、協定書ですかね、覚書だったかな、それを交わして、そのコピーを既に事前にお渡しをしております。そこは言われました、必置施設ではないということ。もう一つの必置施設である薬草園についても言われました。江汐公園内だけで学内には造らないのかということなので、いや、造りますということで、まだ位置が決まっていないんですね。正確な位置が、テニスコートとの兼ね合いで。ただ、確実に造りますからということをおっしゃっています。校舎等の立面図、平面図等についての指摘は全くありませんでした。

山田伸幸委員 薬草園についてはスケジュールからすると2年後が大体上がっていると思うんですが、それは変わっていないですね。

長谷川知司委員長 山田委員、できるだけ契約のほうに関して。

大田成長戦略室長 薬草園につきましても開学に合わせて造る予定です。ただ、薬草が生い茂っている状況かという、造成をして薬草園としての形を整えて、薬草は株とか種を手に入れるのにもを予約をして1年後とか、ちょっと時間が掛かるということ。それから植える時期というのがあるということで、全ての予定どおりの薬草が植え終わるのが2年から3年後になるかなと思っていますけど、薬草園の造成工事は本学側も、それから江汐公園側も29年度中に終わる予定です。

山田伸幸委員 契約については、今までいろいろ指摘もし、回答も頂いてきたんですが、一番の問題は今回の契約に至った背景ですね、なぜここまで遅れてしまったのか。それを大学法人側に責任があるというふうな説明を先ほどされたんですが、議会にとってはそのことは関係ないんですね。私たちは出されたものを審査をしていくわけですから、それがそこまで放置されたのかということを中心に説明をしていただきたいと思っておりますが、いかがですか。

大田成長戦略室長 たしか市長のほうから、何かの機会に出席をされて、委員の皆様

にも説明をされたと思います。私はそういう認識でおりますけれども。

長谷川知司委員長 市長が出席されましたか。

大田成長戦略室長 理事長予定者を登用することをやめましたという報告の中で、なぜやめたかという理由の中で、工事に関する作業が3か月ストップし、なおかつ教員のリクルートもストップをされたということの説明をされたと、私はそう記憶しております。一方的に協議の相手方が悪かったというつもりはないんですね。意見が合わなかった、折り合いがつかなかったというのは双方の言い分があったんだろうとは思いますが、最終的にそこを解決する手法として、そのキーパーソンの登用をしないという決断を市長がされた。それによって、その方が東京に帰られて一挙に止まっていた作業が進んだということです。ただ、その間、3か月間という期間を要したということです。

岩本信子委員 私が今心配をしているのは、A棟とB棟の業者が違うということですよね。それは当然なんです、入札してね。同じような仕様書でされると思うから、別々のもの、例えばサッシのメーカーが同じとか、メーカーによってサッシの大きさとかいろいろ違うじゃないですか。そうするとA棟とB棟で違うものが出てくるとか、そんなことの心配はしなくてよろしいですか、どうですか。

平田成長戦略室職員 その心配はあります。ただ、会社の流れの中で、私はサッシはリクシルを使っている、こちらは三協を使っているというところがありますので、それはこちらのほうで認識をしながら進めていくようになります。

岩本信子委員 懸念されるのが、A棟とB棟の単価の違いというのが大体2億ぐらいですよ、予定価格ではね。そうすると工事をしていても、こっちの工事とこっちの工事が同時にあるわけでしょ。例えば外装とかいろんなことがあったりするじゃないですか。そうすると外装なんかAとBが色が違うことはないんでしょうけど、ちょっと違いが出てきたりとか、何か両方との兼ね合いみたいなものが要るんじゃないかと思うんですが、そういうことはどういうふう考えていらっしゃるんですか。

平田成長戦略室職員 それは分からないように調整するので大丈夫だと思ってください。

長谷川知司委員長 工事のほうの専門については専門家が付いていますし、監理の専門家が外注で付いておりますから、そこは心配されなくていいと思います。ただ天候がどうかというのは心配ですけれども。

大井淳一郎委員 岩本さんの質問に多少関連するんですけど、プレコンのメーカーというのはA棟とB棟で多分違うのではないかなと思うんですけど、これをどう折り合いつけていくかというのは、前に少し質問したことなんですけど、これはその後どうなりましたでしょうか。

平田成長戦略室職員 まず、A棟のほうもB棟のほうも、どこを使いたいという話はまだ聞いておりません。特にB棟のほうにつきましては本契約が済んでからでないで動かせません。私も時間がないので担当者レベルで仮設のこととか話があったんですが、本社のほうから本契約が終わるまで動くなというような指示を支社のほうが受けているようで、その辺の話ができていないというのが今の状況です。

長谷川知司委員長 これについては今後、所管事務調査で進めていけばと思います。ほかにございますか。ここで休憩を入れたいと思います。20分まで休憩ということで。

---

午後4時12分休憩

---

---

午後4時20分再開

---

長谷川知司委員長 では休憩を解きまして、委員会を再開いたします。大体質問も出尽くしましたので、ここで議員間の自由討議を行いたいと思います。課題として

はこの契約自体の在り方についてどうなのかっていうのを中心に話していただければと思います。何か意見のある方。

山田伸幸委員 そもそも本来なら2月ですね、臨時議会で提案されるものがずれ込んできたというところがね、やはり何らかの執行部の対応のまずさというものがあつたんじゃないかなと私は思っているんですよ。というのもやはり議論の中でも大分出してきたんですけど、積み上げていった手法がね、しきりに執行はその正当性を主張しておりますが、やはりちょっと違っていたんじゃないかなというのを感じています。その点で皆さんの認識と違うかどうか、ちょっとそこどうなんだろうかなと思いますけどね。

中村博行委員 なし崩しって言ったらかおかしいんですけども、一定方向にしか行かれないような方向にずっと流れてきたと思うんですよ。結局、競争入札で駄目だったと、期限が迫っていると、だから随意契約と、しかしその随意契約にしてもきちんとしたですね、双方ですよ、あるいは対外的にも説明できるような内容できちんとしたんですよというふうに言われればですね、なるほど、そういう面では執行部のおっしゃっていることが理解できないことはないんですけども、何かやはり随意契約という点でですね、これだけ大きな金額で果たして随意契約でいって、今後そういった何て言いますかね、やはりそういう意味の類似のことが出た場合ですよ。随意契約をこのときはしたんだってというようなね、結果を残してどうかなって思ういはあります。だから先ほど大井委員から言われたようにガイドラインっていうのはね、やはり必要じゃないかなという気はしました。

長谷川知司委員長 ほかに討議はありますか。（「討議じゃない」と呼ぶ者あり）自由討議です。

大井淳一郎委員 この点については、通常の在り方かという通常ではないと思います。致し方ないということなんでしょう。問題は結果的に最低制限価格を下回る額での随意契約であった点。それから先ほど私が指摘したようにガイドラインというものではなくて、あくまでも167条の2第1項第5号の法適用の中で市長が独自に

判断されたという点で、決してノーマルなケースではないということは言えますけれども、今回薬学部校舎建設設置認可、事実上ですね校舎が完成していることが求められているということは理解できました。

長谷川知司委員長 ほかに御意見はございませんか。

山田伸幸委員 今、完成していることが条件ちゅうのは、これはさっきの議論からすると、私もこれは一番の大きな疑問だったんで独自に調査したんですけど、それは違ってたんじゃないかなと思っているんですよね。執行部のほうも表立ってそういうような確認はできんって言いますが、対外的にそのような説明もしたるわけですから、それはちょっと違っちゃんじゃないかなと思うんですけどね。

大井淳一朗委員 確かに山田委員の調査のとおり、大田室長も答弁の中で、いやあの完成しないと認可は下りませんということは明言はされておられません。ただまあなかなか、表と裏というところとちょっとまた怒られますけど、建前と実際のテーブルの中での話は違うのかなと思っていますので、その辺りを考慮すれば、まあ文科省からすれば間に合うか、間に合わないか分からないものは認可しないとは言いませんけどね、そういう思いはあるのかなというのは感じ取りましたけどね。

岩本信子委員 私はやはり一番大事にするべきは結局認可を受けなければならないというところの点なのかなと。それでまあAのほうも一応それで私も承知したんですけど、とにかく書面になって、それじゃなければならないというふうなものは何もありませんけれど、やはり議会としては慎重に慎重を重ねて、やはり絶対に、絶対ということはないんでしょうけど、やはり少しでもリスクが少ないほうを選んでいくべきじゃん。そしたらやはり慎重にする、何を優先するか、認可を優先する、それができることはリスクを少なくするためにはその工期も間に合わせていくというところをやはり大事にしなければ私はいけないなと思いますので、この今の随意契約がどうなのかっていろいろと疑問にはなりますが、でもやはり先ほども言いましたように五というのがありますよね。緊急の必要があるってところで私はやるべきじゃないかなとは思っています。とにかくリスクはできるだけ避けたいという、いろ

んなことがあってもですね、避けたいなという思いで言っております。

中村博行委員 新設の場合は当初、10分の4とか、二年目は10分の7とかそういう基準があって、こういう増設の場合はないということであったんですけど、ないということとはしなくてもいいというふうな判断は非常に危険だと思うんですよ。そういう決まりはないということは逆に非常に怖いことで、きちんとやるところはやるというそういう方向がいいんじゃないかというふうには思います。

山田伸幸委員 地方自治体にとって入札制度はやっぱり非常に大切なものなんですね。それをこういった期間がない、切羽詰っているということだけでやっていいのかどうなのかということだと、私はそこではすごく疑問が解消されていません。それで40日とか50日とか言いますが、実際に何十日かというのを明言されていなくて、もしじゃあ仮にこれが随契駄目といったときに何日に入札が行われて何日頃契約が完了するんだというようなそういう説明が一切なかったんですね、やはりこれでどんどん前に突き進んでいくというやり方は、これまでずっとそれでやられてまいりまして、やっぱり折々でなぜそこまで急がされるのかなという思いが払拭されないままここまで来ているんですよ。皆さんそういった思いというのはないんじゃないかなと思うんですけど。

長谷川知司委員長 説明の中では2か月くらい遅れるというのは言われましたけど(「40日」と呼ぶ者あり)まあそれは一応数字では40日ぐらいと言われました。

大井淳一郎委員 日にちについては再入札をした場合、まあゼロからやられた場合、市内JVでしたら2か月、本当ゼネコンだけ。これでも40日掛かると言われました。私も山田委員の言われるとおり、先ほども言いましたようにこれが真っ当な適正なやり方だとは思いませんし、今後私が指摘したように随契というのは本当、例外的なものなんで、例外的なものであればどういった場合に例外的な場合になるのかということきちんと基準を、明確な基準を表に出せる状態で作っておくべきだということは言いました。ですから今後はそうなることは強く望みたいところではありますし、また今回仮に入札を40日あるいは2か月延ばしたところ

で大きく構成メンバー、あるいは金額が変わるのかというあまり変わらないのかなというのを少し考えました。それであれば単に引き延ばしただけになって、それが足かせになるのではないかなというのと思いました。薬学部建設に反対であればそれは関係ないことなのですが、進めていく立場からいくとそういったことも少し考えなきゃいけないのかなという意見はあります。

杉本保喜委員 私も今、大井委員の言われたとおり、私もそう思うんですね。このいわゆる第5項のこれだけでもって決めてきているということについて次の段階のときというか、同じような例が出たときにやはりこれだけでいいのかなと。そういうことを考えたときに大井委員が言ったようにガイドラインの必要性というものをもう一回見直しする必要があるのではないかと。本当にガイドラインが要るんだと思うんならばどんなガイドラインかと。よその市町が作っている以上はやっぱり必要性があると思うんですね。その辺を行政のほうが検討してもらおうということも必要ではないかなというふうには思いますね。

長谷川知司委員長 それを併せて、私のほうの意見としては地元を使いたいという市長の気持ちがあるのであれば、この工事についてやはりどれだけの地元の業者を使ったか、下請けあるいは弁当、宿舎とかでもいいんです。そういう形できちんとそういう報告を最後してもらおうようにしてもらいたいなという気持ちはありますね。そのための地元を使われたんじゃないかと思います。

山田伸幸委員 それを言うのであれば、病院なんかは具体的に金額等も示して承認されたわけですね。そういった動きというのは全く示されてないですね。（「示されてないです」と呼ぶ者あり）だからそういった、なんて言うかな、本当にこう全くそういうところに目が行っていないし、これをこういった18億を超えるような金額でね、随契でもいいんだという例を残していいのかなというのはすごく私は不安ですね。

吉永美子副委員長 この山口東京理科大学については公立化についても審議するときからある面、子供たちというか学生の皆さん、入学する人たちも含めて、その

方々を人質に取られているような思いがして反対をしなければならないみたいな感じがあって、公立化自体を私は否定しているわけではないんですけども、常に時期が迫られという形を強いられながらやってきて、本当つらい判断をしなければいけないときもあるんだなというふうに思うんですけど、薬学部という部分ではこの委員会自体が設置促進ですから、当然促進をする方向での選択をしていく考えには立っていくわけですので、建設自体には進めていくということをやっぱり認めざるを得ない状況にあるのかというふうに思うんですけど、今後どうしていくかという部分では本当にこの委員会としてきちんとこれからも調査しながら本当に執行部のやっていくことが本当にこれでいいのかということを随時随時チェックをしていかないといけないということを改めて感じています。また地方自治法施行令の先ほど言った緊急の必要という部分での随意契約ですよ。この点が本当に明確にされていないというところがあって、首長がじゃあ緊急だからやるよというところでじゃあしょうがないねというふうな流れができてしまっただけではないということを今回また改めて感じたところなのでございます。ですのでその辺も今後この委員会でやらなければいけない一つとしていわゆる入札、随意契約の在り方についてもまたこの委員会できちんと完結をしていかないといけないということを思っているところでございます。その点は皆さん同じだろうと思います。

山田伸幸委員 皆さん同じではないと思っているんですけどね、やはり議会でありますので全てを認めて、やってはならないことも含めて認めていくというのは私は非常に心に引っ掛かっています。特に随契ということがこれはほんと非常手段である、だから災害時でもうどうしようもない、機を逸することができないというそういう場合かというところでもない。40日ほど延ばしてじゃあ工期が間に合わないかというところは私はないんじゃないかなというのを思うし、もし仮に終わりが2月28日を過ぎても私は正当な理由はあったというふうに、地方自治体として真つ当なことをやった上で仕方がないことだというふうに認められるんじゃないかなというふうに思ってますけどね。

長谷川知司委員長 工期を延ばしてもというのは今2月28日も間に合うと。(発言する者あり) 後ろへそのままですということですね。



山田伸幸委員 いやいや40日を含めても工期間に合うんじゃないかという見方がある  
ということです。

長谷川知司委員長 この2月28日までに完成するんじゃないかということですか。

山田伸幸委員 なぜかという、私の聞取りの調査の中でプレキャストを使うならそれは  
できるよということをお聞きしているんですね。だからこういうふうに言っているわ  
けです。

吉永美子副委員長 済みません。私は皆さん同じ思いだろうと思って言ったのは、緊  
急の必要というところでこのような随意契約が行われていっていいのかというそこ  
をきちんと今後この委員会の中でそういった手法について完結をして、いわゆる  
調査しながら完結していかないといけないことではと申し上げたつもりで、随意  
契約自体に賛成をという意味で言ったつもりじゃなかったんですけども、私は思  
ったのはとにかくこの薬学部設置促進というところの委員会の中で薬学部を設  
置を促進ということは当然進めていくんだけど、執行部のやり方について随  
時きちんとチェックをしていかなければいけないということを改めて感じたその部  
分は皆さん同じだと思うというふうに申し上げたつもりだったんです。

山田伸幸委員 そもそも公立化のときも物すごく急がされましたよね。ところが今回出て  
みて驚いたのは諏訪の理科大学ではこれは単独ではないんですよ。事務組  
合を作って周辺の自治体と一緒に公立化するという手法をとっているんですね。  
そういうのを見てみると、これだけの規模の自治体で大学を持つことがふさわし  
いのかということがですね、あの時点で…(発言する者あり)

長谷川知司委員長 できるだけ焦点を絞って。

山田伸幸委員 私は絞ってしゃべっているつもりです。というのはやはりスタートからそう  
いうふうにならずれが出てきているんですよ。周りのことをほとんど見ずにやってきて

しまっているんじゃないか。例えば県にも問合せも私たち行ってませんし、だからほんとそういった意味で言うと一つ一つのことが時間がない、時間がないでここまで来て、また今回も時間がない、今度は何が一体出てくるのかなというおそれを持っているんです。その上で地方自治体の入札の原則が大きくずらされて決められて押し切られていくというのはこれは議会としていかなものかなというふうに思わざるを得ません。そういった非常に懸念をする実態が今回生まれてきていると、表面化したと。急ぐ急ぐということで表面化してきた随意契約になったというふうに思っています。

長谷川知司委員長 大体自由討議終わりましたか。じゃあ執行部のほうを呼んで討論ということでよろしいですかね。じゃあ休憩して。

---

午後4時38分休憩

---

---

午後4時44分再開

---

長谷川知司委員長 それでは休憩を解きまして委員会を再開いたします。今委員会討議をさせていただきました。それでこれにつきましてちょっと議長から一言ございますので。

尾山信義議長 この議案第14号についてはですね、今回緊急を要すということで随契、これで市長が本来ならば出席をされてきちんと説明をされるべきじゃないかなというふうには感じました。このことについては以前から議会にも全体的な工程表を出されて、ほとんど最初のときには3、6、9、12の定例会においての議案ということでそれから後ずっと臨時会が何回も行われました。こういった状況の中で今執行部としても今回議会としては薬学部の設置についてはやることに決定をしたわけですから、このことに対してなかなか反対もしづらい、そういった中で議案がこう出されるとどんな状況にあっても、やらなければいけないけれど、でも本当に間違っているかどうかというのもきちんとした判断がとりづらいような状況もあります。そういった中で執行部としてはその姿勢、今回の不測の事態というの

はどの部分を不測の事態とするかもまだはっきりしていません。次に不測の事態というのがどういうふうに出てくるかも分からない。またどんな状況で臨時会を開いてくれ、早う議決をしてくれというふうな状況もあり得るかもしれない。そういった中での今執行部の姿勢というものが、私は今回この長い時間言い訳的にずっと聞こえてきました。そういった姿勢が本当に全く見えてないというのが感じられましたので、この状況をやっぱり執行部としては議会に本当に先ほども大田室長が言われましたけど、自分たちは理解をしておるけれど、議員さんのそういうことも理解しておると言われたけれど、そうじゃなくて自分たちが理解しておるんだったらそのことについてきちんと低姿勢でお願いするという状況も必要だというふうに私は思います。そういったことも含めて今回私のほうからちょっと愚言になりましたけど、発言をさせていただきました。以上です。

長谷川知司委員長 それでは質疑あるいは自由討議も終わりましたので、ここで討論に入りたいと思いますが、どなたか。

大井淳一朗委員 今回の契約に至るまでの経緯を鑑みると決してノーマルな形ではないと思っております。かなりイレギュラーで、かつ、ほんと非常事態的な形であることは否めません。また法適用する際にももちろん法律に沿ってやられたということですが、特にガイドラインというものがなく判断したことも含めれば、かなりイレギュラーである点は否めません。ただ最低制限価格を下回った額であることを受けて調査をした点、そしてガイドラインがない中で法適用する際に協議をして熟議を重ねてという点、そして仮にノーマルな形、再入札という形をとったとしても大きく事態は変わらない、業者もそんなには変わらない、金額も変わらないことを考えるとかえって工事が延びるだけで薬学部設置に向けて足かせになるのではないかという懸念もあります。その点を以上を考慮して賛成をしたいと思います。

山田伸幸委員 このたびの議案は大変異常な議案だというふうに思います。それはやはり本来の入札ではないものが出されてきたという点、この間ずっとスケジュール的に時間がない、時間がないということでいろいろな無理を重ねてきてまだい

ろいろな将来的な不安もある中で今回の随意契約というのは地方自治体にとって本来やってはいけない、ただしということで地方自治法施行令にうたわれているわけで、緊急の必要、この緊急の必要とはいわゆる災害等が想定されていたわけで、40日程度延びるということが非常に恐れられてこのたびの見積り合わせによる随意契約という形をとられたんですが、やはり地方自治体であるならば本来的な手法であるこの入札をやり直してから再提出をすべきであったというふうに指摘せざるを得ません。それ以外にも最低制限価格を設定してそれ以下でも契約できるということがはっきりとされたということから、工事金額の最低予定価格の設定自体もやはり問題があったというふうに思わざるを得ないということを指摘をしてこの議案についてはやはり余りにも異常なやり方が進められ、今後もしこういったことが繰り返されてはいけないということもありますので、反対というふうにさせていただきます。

岩本信子委員 私は入札の目的というのはやはり最初のA棟の件で最低制限価格が設けられているということがすごく疑問でした。入札の目的というのはやはりそれにあってちゃんと安くきちんと入ってくるというのが私はそれ入札の目的じゃないかなと思います。このたび時間がないということで、随意契約ということになったんですけどそれも一応競争入札二社でされています。それで最低制限価格がなくなって、安いほうに契約されたということは私は逆に入札の目的にはかかっていると思っています。このたび薬学部の認可が受けることが最優先されなくてはいけないということも鑑みれば、やはりこの今の随意契約による最低価格より低い契約金額は私は賛成できると思っています。

長谷川知司委員長 ほかに討論ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ないようでしたら採決に入りたいと思います。議案第14号山口東京理科大学薬学部増築工事（B棟建築主体工事）請負契約の締結について賛成の方の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

長谷川知司委員長 賛成多数でこの議案は可決すべきものと決しました。以上で委員会を終わります。どうもお疲れさまでした。

---

午後4時52分再開

---

平成29年(2017年)2月22日

山口東京理科大学薬学部設置促進

並びに利活用調査特別委員長 長谷川 知司